

ベトナム国家銀行 キャパシティ強化プロジェクト 事前調査報告書

平成 20 年 10 月

(2008 年)

独立行政法人 国際協力機構
ベトナム事務所

ベトナム国家銀行 キャパシティ強化プロジェクト 事前調査報告書

平成 20 年 10 月

(2008 年)

独立行政法人 国際協力機構

ベトナム事務所

序 文

2006 年 5 月に首相決定 112 号により「銀行セクター開発計画」が承認されたことを受けて、ベトナム国家銀行は近代的な中央銀行としての機能を強化すべく各種改革に取り組んでいます。具体的には金融政策の運営、銀行システムの監視、監督、WTO 加盟を受けて市場参入が始まっている外資系銀行に対抗できる国内銀行業の強化等の課題が挙げられます。これらの課題に対処するうえでの技術支援の実施に関するロードマップ（通称「TA ロードマップ」）も作成されており、各ドナー機関が連携しつつ、その実践を図っていくことが期待されています。

JICA は 2006 年 12 月以降、個別専門家（金融政策アドバイザー）のベトナム国家銀行への派遣を通じ、銀行セクター開発計画、TA ロードマップの課題の中から、我が国が支援することが望ましい分野に対し、日本銀行の支援も受けつつ協力を行っていますが、ベトナム国家銀行からは首相決定 112 号の一層の推進に向けて、銀行監督も含む中央銀行機能強化にかかる包括的な技術協力を受けたいとの要請が寄せられ、より体系的かつ柔軟な投入が可能な技術協力プロジェクトを実施することにより、ベトナムの金融セクター改革を軌道に乗せることへの期待が表明されました。

このような背景のもと、日本政府は SBV に対する技術協力プロジェクトの要請を正式に採択し、これを受けて、JICA は 2008 年 5 月に事前調査を実施し、プロジェクトの目標・内容・投入規模等についてベトナム側関係機関と協議を行ないました。

本報告書は、上記調査結果及び協議結果を取りまとめたもので、今後のプロジェクトの実施に当たって広く活用されることを願うものです。

ここに、これまで調査にご協力頂いた外務省、在ベトナム日本大使館など、内外関係機関の方々に深く謝意を表すと共に、引き続き一層のご支援をお願いする次第です。

平成 20 年 10 月

独立行政法人国際協力機構

ベトナム事務所
所長 築野 元則

ベトナム国地図



略 語 表

SBV	(State Bank of Vietnam)	ベトナム国家銀行
ICD	(International Cooperation Department)	国際協力局
JCM	(Joint Coordination Meeting)	合同調整会議
SOCB	(State Owned Commercial Banks)	国営商業銀行
SOE	(State Owned Enterprises)	国営企業
VBSP	(Vietnam Bank for Social Policy)	ベトナム社会政策銀行
VDB	(Vietnam Development Bank)	ベトナム開発銀行
PRSC	(Poverty Reduction Support Credit)	貧困削減支援クレジット

目 次

序文
地図
略語表

第1章 事前調査結果概要.....	1
1. 調査の背景・目的.....	1
2. 団員構成.....	1
3. 調査日程.....	2
4. 協議結果の概要.....	2
5. 調査団所見.....	7
第2章 金融セクター改革の動向.....	8
1. 金融セクター概観.....	8
2. 金融セクター改革の概要.....	10
3. 金融セクター改革の進捗状況.....	13
第3章 SBV の現状と課題.....	16
1. SBV の概要.....	16
2. SBV を取り巻く諸環境.....	18
3. SBV の諸課題と協力ニーズ.....	19
第4章 プロジェクトの基本計画.....	22
1. プロジェクトの実施方針.....	22
2. プロジェクトの実施内容.....	22
付属資料：署名した M/M 及び R/D（8 月 22 日付）.....	29

第1章 事前調査結果概要

1. 調査の背景・目的

2006年5月に首相決定112号により銀行セクター開発計画が承認されたことを受けて、ベトナム国家銀行（State Bank of Vietnam：以下SBV）は近代的な中央銀行としての機能を強化すべく各種改革に取り組んでいる。具体的には金融政策の運営、銀行システムの監視、監督、WTO加盟を受けて市場参入が始まっている外資系銀行に対抗できる国内銀行業の強化等の課題が挙げられる。これらの課題に対処するうえでの技術支援の実施に関するロードマップ（以下TAロードマップ）も作成されており、各ドナー機関が連携しつつ、その実践を図っていくことが期待されている。

JICAは2006年12月以降、個別専門家（金融政策アドバイザー）のSBVへの派遣を通じ、銀行セクター開発計画、TAロードマップの課題の中から、我が国が支援することが望ましい分野に対し、日本銀行の支援も受けつつ協力を行っている。

このような状況下、SBVからは首相決定112号の一層の推進に向けて、銀行監督も含む中央銀行機能強化にかかる包括的な技術協力を受けたいとの要請が寄せられ、個別専門家（金融政策アドバイザー）の活動の成果をより一層高めるためにも、より体系的かつ柔軟な投入が可能な技術協力プロジェクトを実施することにより、ベトナムの金融セクター改革を軌道に乗せることへの期待が表明された。

かかる背景のもと、日本政府はベトナム国家銀行に対する技術協力プロジェクトの要請を採択し、これを受けて、JICAは2008年5月に事前調査を実施することとした。

本事前調査は、本プロジェクトにおいて協力すべき分野・目標・内容・投入規模等についてSBVを中心とした「ベ」国関係機関と協議を行い、基本的な協力枠組みについて検討することを目的とし、実施された。

2. 団員構成

No.	氏名	分野	所属	派遣期間 (到着-出発)
1	中川 寛章	団長	JICAベトナム事務所 所長	
2	古川 久継	金融分野技術協力	ベトナム国家銀行(JICA専門家) 金融政策アドバイザー	
3	鉢村 健	金融政策	日本銀行 国際局参事役	5月18日 - 5月29日
4	岡村 健司	協力企画	JICAベトナム事務所 所員	

3. 調査日程

月	日	内容
5 月	18 日(日)	21:35 ハノイ着(鉢村団員/VN949)
	19 日(月)	9:00 JICA ベトナム事務所訪問
		11:30 在ベトナム日本大使館表敬 14:00 SBV 副総裁表敬
	20 日(火)	8:30 SBV 国際協力局協議
		9:30 SBV 決済局協議
		12:00 世界銀行ワーキングランチ
		14:00 SBV 法制局協議 15:30 CIDA 協議
	21 日(水)	9:00 SBV 金融政策局協議
		10:30 SBV 信用局協議
	22 日(木)	9:00 SBV 発券局協議
		14:00 SBV 銀行監督局協議 16:00 SBV
	23 日(金)	9:00 SBV 内 FSMIS プロジェクトチーム協議
		14:00 SBV 研修センター協議
	24 日(土)	書類作成
	25 日(日)	書類作成
	26 日(月)	9:00 発券ワークショップ
		15:00 IMF 協議
	27 日(火)	9:00 MM 協議(国際協力局及び関係部局)
		16:00 ADB 訪問
	28 日(水)	10:00 MM 協議(国際協力局)
		16:00 JICA 事務所報告
	29 日(木)	11:00 大使館報告
		14:00 調査団打ち合わせ
		23:50 日本へ移動(鉢村団員/JAL756)
	30 日(金)	6:30 東京着

4. 協議結果の概要

(1) 総論

先方関係部局並びに関連ドナーとの協議を踏まえて、よりニーズが強く、目に見える成果の発現が期待され、ドナー協調の観点からも協力の有効性が確認された「発券機能の強化」、「決済システムの改善」、「銀行監督機能の強化」の3つをプロジェクトの主要テーマと位置づけることとし、先方との基本的な合意を形成した。発券機能は日本銀行法でも第1条に明記されている中央銀行の最も基本的かつ主要な業務であり、旧態依然としたSBVの発券機能を近代化していくこと

の意義は大きい。決済システムの改善についても、決済トラブル時への対処など金融セクターの信頼性確保のために緊急性の高い分野である。銀行監督機能の強化も、民間金融機関の台頭が著しいベトナムにおいて早急に取り組まなければならないテーマであり、日本の知見への期待は大きい。これら以外の金融政策運営体制や流通市場整備、金融統計整備等に関しては、一定の協力ニーズはあると思われるものの、先方のイニシアティブやオーナーシップが必ずしも確認できなかったことに加えて、TA ロードマップによるドナー協調並びに選択と集中の観点から当面の支援対象からは外した。しかし、依然 SBV の金融政策運営においては重要なコンポーネントであることには変わらないことから、プロジェクトの中で設置が予定されているハイレベルミーティング（先方副総裁クラスとプロジェクト専門家との定期的な意見交換の場）において、意見交換を行うとともに、プロジェクト実施の過程において、先方から強い支援ニーズとベトナム側のイニシアティブが確認されれば、将来的には支援を検討する可能性は残すこととし、その旨 Minutes of Meeting（以下 M/M）に明記した。

発券分野については、日本銀行から長期専門家として派遣が予定されている鉢村氏（今回事前調査参加）の高い専門性と経験が最も発揮できる分野であり、今後予定されている発券近代化計画のドラフト作業への鉢村氏のアドバイスが強く要望されている。

銀行監督分野については、カナダ開発庁（Canadian Development Agency：以下 CIDA）、国際通貨基金（International Monetary Fund：IMF）等が支援を行っているが、基本的にはオンサイト・モニタリング、オフサイト・モニタリングでの切り分けが可能であり、日本側は銀行監督ガイドラインの策定支援などオフサイト・モニタリングの機能強化を中心に協力していくことで先方及び関連ドナーの基本的な理解を得た。

当初事前調査期間中の M/M の署名を予定していたが、支援項目の絞り込みの検討に時間を要したことと、日本側の投入内容について十分な検討が必要との判断により、M/M の署名を延期した¹。

発券分野、とくに発券近代化計画の策定については、早急な協力開始が要望されていることと、財務省から派遣が予定されている坂巻氏に事前にプロジェクト関係者と意見交換していただくことで、スムーズなプロジェクト開始が期待されることから、6 月下旬から 7 月初旬にかけて追加調査の形で派遣が想定されている長期専門家 2 名をベトナムに招き、関係部局との協議を実施することとした。²

尚、今回の協議において、専門家による技術移転の効率性の観点等から SBV のオフィス内での執務室の確保については強く要求したが、金融政策という非常にセンシティブな事柄を扱うため情報管理の観点から、一律ドナー関係者を SBV 内のオフィス内には常駐させない、という SBV の基本方針により執務室の確保は最後まで確約が取れなかった。

（２）発券機能強化への支援について

発券機能の強化については、次の事項について先方から協力の要望があった。

（M/M より抜粋）

¹ その後 2008 年 8 月 22 日に署名（付属資料）。

² 2008 年 7 月に追加調査を実施済。

- a. Introduction and analysis of some typical models of issue and vault operation of central banks
 - b. Development of the model of issue and vault operation with the following details:
 - > Building the cash regulation model, cash demand forecast, issuance reserve management of SBV, and optimization of cash transportation of SBV
 - > Reform of cash supplying mechanism, quality control, anti-counterfeit technology of SBV and vault management methods of banking system
 - > Establishment of the Cash Operation Center of SBV
 - > Application of IT in vault management and cash regulation
-

現在 SBV は発券システムについて根本的な見直しをかけており、将来的には自国製の通貨を発行すべく（現在はオーストラリアに委託）キャッシュセンターの設立についても日本側の知見の提供を要望している。また、近々ドラフトが SBV 総裁へ提出される予定の発券機能近代化計画及び実施計画へのアドバイス、また発券分野の研修計画立案・実施についても協力が要望されている。当該分野は協力によるインパクト（通貨の改訂、キャッシュセンターの設立等）が大きいことから JICA としても最大限の協力を行うこととした。

（３）決済システム改善への支援について

決済システムの構築については世界銀行（以下世銀）が、IBPS (interbank Payment System) Phase I、II 及び一部 FSMIS (Financial Sector Modernization and Information system) プロジェクトでも支援することとなっており、本プロジェクトで日本側が協力を行うのは、銀行間決済システムの円滑化・安全化（トラブル時への対応にかかる緊急対策含む）への助言が中心となる。また、ノンバンクの決済にかかる規制の枠組みや E-payment などキャッシュレスの決済についても日本の知見の提供が要望された。

（４）銀行監督機能強化への支援について

銀行監督法、金融機関法、預金保険法などの関連法制度の改訂及び新規策定へのアドバイス、バーゼル 1、バーゼル 2 への適用にかかる情報提供、セーフティネット構築にかかる助言などが要請され、基本的にはプロジェクト活動に取り組むこととした。また、CIDA がオンサイト・モニタリングを中心に支援していることから、日本は銀行監督ガイドラインの策定を含むオフサイト・モニタリングを支援することとした。

また SBV の要望に応じて、銀行監督分野の研修計画立案・実施に係る協力も行うこととした。留意事項として IMF もオフサイト・モニタリングへの支援を検討しているとのことであるので、具体的な協力の実施にあたっては、IMF と適切に調整・連携する必要がある。

（５）プロジェクト実施体制について

SBV の国際協力局（International Cooperation Department：以下 ICD）がプロジェクトのベト

ナム側窓口として数名の非常勤カウンターパートをコーディネーターとして配置することを確認した。プロジェクト実施に際しては、各部局の担当者から構成される以下の作業部会を設立することとした。JICA 専門家はこの作業部会を通じて、カウンターパートに技術移転を図ることとなる。

ア．発券業務

イ．決済システム

ウ．銀行監督

また、内外関係者によるプロジェクトのモニタリングを目的とした合同調整会議（Joint Coordination Meeting：以下 JCM）の設立及び実施について、先方に提案したところ、SBV の独立性の観点から、外部関係者（財務省、計画投資省）の過度の関与に SBV が拒否感を示したことから、JCM についてはプロジェクトの開始時と終了時の二回のみで開催とし、情報共有の場としての位置づけを強くした。

執務室については、上述のとおり、SBV ビル内での確保が難しく、外部オフィスでの確保が現実的な対応となった。先方の相応の費用負担を求めつつも、プロジェクト実施に支障が出ないようプロジェクト開始までに SBV 周辺での外部オフィスを確保する。

（６）主要面談者

１）ベトナム国家銀行

Dr. Nguyen Van Binh, Deputy Governor

Mr. Dang Thanh Binh, Deputy Governor

国際協力局

Mr. Le Minh Hung, Director General

Mr. Do Viet Hung, Deputy Director General

Ms. Dau Thi Bich Hong , Deputy Director General (FSMIS)

Ms. Tran Van Khanh, Bilateral Division

法制局

Ms. Nguyen Tuyet Duong, Deputy Director General

Mr. Bui Ngoc Minh, Expert

金融政策局

Ms. Nguyen Thi Kim Thanh, Deputy Director General

Ms. Nguyen Thu Ha, Deputy Director General

Ms. Dinh Thanh Tinh, Deputy Manager, Statistics Division

Ms. Tran Thanh Hoa, Expert, Statistics Division

発券局

Mr. Nguyen Chi Thanh, Director General
Mr. Nguyen Van Toan, Deputy Director
Mr. Nguyen Tuan Khanh, Deputy Manager
Mr. Quyen, Expert

銀行監督局

Mr. Truong Vinh Loi, Manager, Banking Supervisory Regulations and Capacity Building Division

バンク&ノンバンク局

Mr. Le Trung Kien, Deputy Chief, Banks Establishment, Development and Policy Division
Mr. Nguyen Son, Expert

信用局

Ms. Bui Thi Kim Ngan, Manager
Mr. Nguyen Khac Viet Trung, Expert

決済局

Mr. Bui Quang Tien, Director General
Ms. Le Phuong Lan, Manager, Payment Services and Systems Development Division
Mr. Le Anh Dung, Expert
Mr. Ngo Van Duc, Expert

研修センター

Dr. Ngo Chung, Director General

2) 日本側関係者

在ベトナム日本大使館

坂場大使、藤山一等書記官

3) ドナー関係者

世界銀行

Mr. Noritaka Akamatsu, Lead Financial Economist & Financial and Private sector program manager

アジア開発銀行

Mr. Ayumi Konishi, Country Director
Mr. Bahodir Ganiev, Country Economist

IMF

Mr. Benedict Bingham, Resident Representative

CIDA

Mr. Joel T. Hefty, Banking Supervision Consultant

Ms. Nguyen Thi Thanh Phuong, ICD, SBV

5. 調査団所見

2008 年第一四半期（1 月～3 月）の国内総生産（GDP）が昨年同期比 7.4%増にとどまり、年間目標の 8.5%～9%をかなり下回ったこと、5 月の消費者物価指数（CPI）が昨年同月比で 25.2%という高い上昇率になったことなど、経済指標の悪化が顕著となっている。

このような状況から、ベトナム政府は、①銀行の信用供与の急増、柔軟性に欠ける為替相場管理政策など、金融・為替政策の運営、②非効率な公共投資、③株式、不動産、物価、貿易など各分野における運営監督の問題、などを悪化の原因と位置づけており、改善に向けて、①公費歳出の 10%削減、②国営企業の事業運営・組織構造の見直し、③マネーサプライ及び信用供与増の抑制、④為替相場の弾力化、⑤新銀行設立（支店設立を含む）の制限、⑤株式市場改革、などに取り組むことを発表している。

中でもインフレ対策並びに為替管理政策を含めた適切な金融政策運営及び金融セクター管理が、持続的な経済成長の実現のための鍵となっており、SBV は国内外から適切な舵取りを強く期待されている。各ドナーは政令 112 号に添った形で協調しながら金融セクター支援を実施しているものの、上記経済指標の悪化などを受けて、金融政策を担う SBV も苦しい立場に置かれており、中央銀行としてのあり方を規定する中央銀行法の改定なども当面延期となっている。

ベトナムがこれまで経済成長を持続させ、国家目標である 2020 年の工業国化を実現するためには、経済指標を改善し、安定した投資環境を構築する必要がある。そのためには経済環境を適切に管理し、ソフトランディングを実現しなければならず、その意味で SBV の果たす役割は非常に大きく、本プロジェクトにおいて中央銀行機能の根幹である発券業務を支援し、また決済システムの改善や銀行監督機能の強化を支援することで、適切な金融セクター運営を実現していくことの妥当性は高い。

本プロジェクトの主要協力項目について、ドナー協調や先方のニーズの観点から、「発券機能」、「決済システム」、「銀行監督機能」に絞った点について、SBV 側からも基本的な賛意を得られた。各ドナーが協調しながら援助を実施しているものの、受け手である SBV のキャパシティの問題もあり、必ずしも効率的に援助を活用できていない側面も見られることから、プロジェクトの有効性、効率性を高める意味でもこのような絞込みは基本的には適切であったと考えられる。一方で、金融政策全般や流通市場整備、金融統計等については、プロジェクト実施の中で、（我々のプロジェクトの成果を受けて）先方から更なる支援の要請があれば、前向きに検討していきたい。その意味で、ハイレベルミーティングの活性化が期待される。

第2章 金融セクター改革の動向

1. 金融セクター概観

(1) 経緯

ベトナムは、市場経済への移行を図る中、金融部門についても1988年に国立銀行がすべての金融機能を司るモノバンク・システムから中央銀行から商業銀行機能を分離し2層システム(two tier system)に移行、1990年のOrdinance on Banks、Credit and Financial Companiesの制定を契機に、民間銀行の設立が本格化した。しかし、金融セクターのGDPに占める割合は2005年時点でも2%に満たず、他のASEAN諸国をかなり下回っている。加えて、国営商業銀行(State Owned Commercial Banks: 以下 SOCB) が預金・貸出の7-8割を占めるという寡占状態にあり、国営銀行の商業銀行化後も、SOCBと国営企業(State Owned Enterprises: 以下 SOE) 間の密接な関係が維持されたため、民間企業、とりわけ中小企業へのファイナンスは限定的なものにとどまっている。一方、SOEに対しては経営効率の改善を図るインセンティブが働かず、不良債権を生む要因にもなっていた。そうした状況を改善するため、政府・SBVは1997年にLaw on State Bank of Vietnam(以下 SBV 法) 及びLaw on Credit Institutions(以下金融機関法)を施行(それぞれ2003年、2004年に一部改正)し、中央銀行機能の強化及び銀行の経営改善を図るとともに、不良債権処理のため、2002年以降特別国債を発行し、5回にわたりSOCBへの資本注入を実施した。また、政府は、証券市場の育成を通じSOEの株式会社化(equitization)を推進するとともに、SOEの財務体質の改善、不良債権処理の促進を図ってきた。しかし、2006年現在、銀行部門の保有する預金残高はGDPの5割近くにまで達しているものとみられる一方、資本市場、保険市場等は依然未発達で、GDP比2%前後の低い水準にとどまっている。会計基準の見直し、国際会計基準の導入も図られ、金融機関の経営内容に関するディスクロージャーも順次進められてきているが、まだ、大半の企業では国際会計基準とは異なる会計処理が行われており、情報公開もごく一部にとどまっている。また不良債権比率の算定も、国際基準とベトナム基準とでは倍程度の開きがあると見られる状況にある。

(2) 最近の金融環境

ここ数年、政府開発援助(ODA)、直接投資(FDI)流入、海外からの送金(Remittance)等で外貨流入が続き、国内金融市場は短期資金を中心にかなりの資金余剰が発生しており、これが株式市場、不動産投資等に回りバブル状況を生み出したほか、最近の金投機や為替市場での相場の乱高下を生む要因にもなっている。その背景の一つとして、株式市場は始まったばかりで市場機構の整備が不十分であること、また債券市場も規模が小さいうえ、小ロット多種の国債が中心で機動的な売買が出来る場にはなっていないこと等、市場整備の遅れが指摘されており、短期の余剰資金を国内のインフラ投資、企業の設備投資等中長期の投資に振り向けていく手段が十分に用意されていない原因にもなっている。また、外国為替市場をみると、対ドル・クロージングペッグ制をとっており、SBVが毎日発表する中心相場の上下2%の幅で変動する形となっている(2008年6月時点)。この変動幅は、2005年以来、上下0.5%から、同1%、そして同2%と順次拡大されてきてはいるが、並行する非公式市場での相場変動は折々この幅を大きく飛び出しており、その都

度外貨売買が停止されるなど、企業・金融機関による通常の決済資金調達に支障が生じている。このように、外為市場も不安定要素を抱えている。

ベトナムの金融システムは、間接金融依存、外資中心、短期中心の運用調達構造となっており、期間及び通貨のミスマッチが生じている。また国内企業に対する融資の面でも、中小企業を中心に資金需要は旺盛であるが、融資に際しては土地・建物担保が中心で、売掛債権、商品在庫等を担保とする融資は広まっておらず、手形やコマーシャルペーパー（以下 CP）の利用も限定的なため、一部の優良企業を除き、銀行借入れが難しい状況にある。

この間、WTO 加盟に伴う金融自由化を背景に、2007 年 4 月に 100%外資による現地法人設立が許可されて以降外資系金融機関の進出、地場金融機関との提携、増資、株式公開等の動きが加速、また SOE 大企業を中心に株式化仲介益等を狙ったとみられる金融機関設立の動きも加わり金融市場での資金吸収、融資拡大競争が激化した。証券市場の過熱化を押さえるため SBV は 2007 年初、証券投資関連融資を総融資額の 3%以内に止める証券投資関連融資規制を導入した（2007 年末が対応期限）。これに対し、金融機関では、中小金融機関を中心にむしろ不動産関連部門への融資拡大によりこれをクリアしようとの動きが広がり、融資拡大に拍車をかける結果となった。このため、2008 年入り後 SBV では、不動産関連融資についても監視を強化しており、金融引き締め効果が浸透するにつれ、証券市況の低迷に加え不動産市況もピークアウトを示し始めている。こうした状況下、一部投資家の中には資金繰りが困難化する状況にあり、つれてその結果金融機関の融資内容の劣化への懸念も強まり始めている。

この間、外資系金融機関は、資本参加や支店開設等の面でまだ規制があるものの、デリバティブ等海外の融資・資金運用ノウハウを活用し、国内金融機関との提携を含め、インターバンク取引やリーテール市場で積極的な営業展開を図ってきている。

表 1 金融機関数の推移

		1994 年	1997 年末	2006 年 6 月末
State-owned commercial bank		4	5	6
Joint Stock Bank（合資銀行）		36	51	36
Joint Venture Bank（合弁銀行）		3	4	4
外銀支店		9	23	29
ノン バン ク	Financial Companies	Na	2	6
	Financial Leasing Companies	Na	3	10
People's Credit Funds		0	940	926

（注）各種資料により調査団作成

表 2 預貸金状況

業態別シェア (%)		2000 年末	2005 年末	2007 年末
預 金	State-owned commercial bank	77	73.9	57.9
	Joint Stock Bank	11.3	16.7	40.5
	その他	11.7	9.4	
貸 出	State-owned commercial bank	76.7	69.0	53.8
	Joint Stock Bank	9.2	14.8	41.6
	その他	14.1	14.4	
	不良債権比率 (4 大銀行平均)	(2002 年) 14.2	7.7	2006 年末 4

(注) IMF Statistics Appendix: Country Report No.06/432 他各種資料により調査団作成。

2. 金融セクター改革の概要

(1) 銀行セクター開発計画

ベトナム政府は、地場金融機関の立ち遅れを解消し金融セクターの近代化を図るため、2006 年 5 月 24 日付首相令 No. 112/QĐ-TTg に基づき、「銀行セクター開発計画」と題する金融セクター改革プログラムを策定し、これにもとづき、世銀、カナダ、米国、ドイツ、日本等主要先進国の支援を仰ぎながら改革に取り組み中である。同改革プログラムは、2010 年を目標年次とする銀行セクター発展のための具体的な計画 (plan) と、2020 年を目標とする展望 (orientation) の 2 部で構成されている。当面の取り組みの中心である前者の内容は、中央銀行の組織・機能の見直し、決済システムの整備、商業銀行関連規制の見直し、短期金融市場整備等の銀行制度・金融市場に加え、債券・証券市場の育成、保険・ノンバンク部門の整備を含む包括的なものである。具体的なアクションとして取り上げられている主な項目は以下の通りである。なお、各ドナーは同計画に基づきその実現のための TA ロードマップを作成し、それをもとに支援分野を選定のうえできる限り重複を避けながら支援を行っている。

- ① SBV 法改正 (2008 年国会提出予定。ただし 2008 年 5 月末、SBV は政府に対し、コンセンサス未成立を理由に 2010 年頃を目途とするべく先送りを要請し、目下政府の指示を待っている状況)
- ② 金融機関法改正 (同上)
- ③ 預金保険法の策定 (2007 年以降、2008 年 4 月現在、改正案を作成し SBV に送付済み。年内に政府提出の予定。ただし、SBV 法、金融機関法、銀行監督法との関連で政府の指示待ちの状況)
- ④ 銀行監督法の策定 (2007 年以降、CIDA が中心となって法案を起草しているが、改定作業は SBV 法、金融機関法と軌を一に行うべきとの見解もあり、これら 2 法案も政府の指示待ちの状況)
- ⑤ 商業銀行の財務能力向上策の作成 (2006 年。主要 SOE については、世銀の支援及び strategic partnership 等に基づく外銀との提携等により順次実施中。)

- ⑥ ノンバンクのガバナンス向上策の作成（2007 年中、ドナー等の支援により順次取り組み中）
- ⑦ その他金融機関の銀行活動にかかる運営管理向上策の作成（同上）
- ⑧ 非現金支払手段開発計画（2010 年までに実施）の策定（2006 年、現在基本計画は策定済み）
- ⑨ 銀行近代化プロジェクト（世銀）、フェーズ II（2007 年開始）
- ⑩ 銀行情報システム（世銀）（2008 年開始）
- ⑪ ベトナムドン兌換性改善策の策定（2006 年以降継続取り組み中）
- ⑫ 小規模金融活動支援計画の策定（2007 年以降継続取り組み中）
- ⑬ 金融政策運営関連情報提供に関する政令の策定（2006 年以降継続取り組み中）

（２）TA ロードマップ

上記実現のため、ドナーはさらに SBV と協議しながら支援が必要な項目を網羅した TA ロードマップを作成し、これに基づき、支援の重複を避けつつ効率的に支援を実施し金融セクター改革ロードマップを実現していくこととした。本調査時点にて SBV がドナーの支援を得ている事柄を主要各項目別にまとめると以下の通りである。

1) 中央銀行の近代化

① ベトナム国家銀行（中央銀行、SBV）組織の近代化

中央銀行組織の全面見直し、内部管理制度の見直し・人材育成、TA プログラム・マネージメントの効率化、監査及び経理基準の見直し等

② 金融政策運営及び外国為替管理面の整備

管理情報システムの整備、金融政策委員会制度の見直し、金融政策手段の整備、金融市場整備、金融関連データベースの整備、為替管理政策・手法の見直し等

③ 銀行監督体制の見直し

人材育成及び銀行監督能力の強化、銀行監督関連法・規定の整備、ガバナンスの強化、検査体制の整備・強化（オンサイト・モニタリング、オフサイト・モニタリング、マイクロファイナンス機関検査トレーニング、銀行報告の整備、バーゼル・コアプリンシプルの全面实施、審査マニュアルの整備、バンキング・インスティテュートの強化、CAMEL³導入・実施トレーニング、リスクマネージメント金融持ち株会社検査手法の強化、マネーローダリング及びテロ資金対策の整備・能力強化等）

④ 金融関連法の整備

SBV 法、金融機関法の改訂支援、銀行監督関連法の整備、有価証券取引関連法の見直し、金融持ち株会社法もしくは関連条文の起草支援、法執行能力の強化、ノンバンク及びマイクロファイナンス監督関連規則の整備、商事裁判所の強化等

⑤ 金融調査及び統計の整備

国際収支統計を含む金融関連データ収集・同統計作成体制及び関連法規制の見直し、金融政策関連情報収集・分析力の強化、情報交換にかかる市場関係者との連携強化、統計作成・分析能力の強化等

³ CAMEL(キャメル)とは、Capital(資本の充実度)、Assets(資産)、Management(経営者、組織、事務管理体制)、Earnings(収益力)、Liquidity(流動性)の5項目による評価方法であり、これらの頭文字をとってCAMEL(キャメル)と呼ばれている。元々は米国の連邦銀行監督機関の銀行の経営内容に関する評価方法である。

- ⑥ マネーローンダリング、テロ資金対策の整備
関連法整備、実施体制強化及び人材育成への支援
- ⑦ 通貨管理組織の整備
中央銀行発券組織・体制の見直し

2) 金融インフラ整備及び銀行・ノンバンクの整備

① 決済システムの整備

インターバンク大口決済システム近代化プロジェクトの推進（フェーズ II の実施）、クリアリング・センターの設立、危機管理体制の整備、ベトナム国家銀行決済システム局設立及び支店網の整備支援等

② 預金保険機構の整備

関連法の整備、同機構の組織強化、情報収集・分析体制整備支援

③ 銀行信用情報センター（CIC）の整備

データ収集・活用体制の強化

④ 国有商業銀行各行の体制整備、人材育成支援

各行改革プランの作成：コーポレートガバナンスの確立、内部管理体制の整備、資産評価・管理体制の導入及び能力強化、決済・情報システムの整備、金融機関整理指導、証券化手続きの指導、外為規制緩和への対応指導、経理・監査体制の整備、手数料設定管理等

個別証券化指導対象行は次の 5 行：工商銀行（VietinBank）、ベトコンバンク（VCB）、投資開発銀行（BIDV）、メコン住宅銀行（Mekong Housing Bank）、農業地方開発銀行（Agribank）。

⑤ 合資銀行（Joint Stock Bank）及び合弁銀行（Joint Venture Bank）の強化

改革プランの整備、不良債権処理、リスク管理・資産管理・国際経理基準への対応能力の強化、IT 及び情報処理能力の整備・強化等

⑥ 金融組織の整備

中小企業融資能力の強化、その他各行へのリスク管理、資産管理及び業務運営能力強化に対する支援、信用保証整備、会計組織・監査人等の活動支援等

⑦ ノンバンク等への支援

人民信用基金（Peoples' Credit Funds）への支援、郵便貯金会社の強化、マイクロファイナンス関連法整備及び組織運営能力の強化、金融アクセスの改善（地方における金融関連組織の整備、家計調査の支援）等

⑧ 政策金融の整備

社会政策銀行（Vietnam Bank for Socialist Policy：以下 VBSP）、開発銀行（Vietnam Development Bank：以下 VDB）に対する組織力強化、ビジネスモデルの確立に関する TA、及び政策金融制度の見直し

（3）PRSC イニシアティブ

世銀の貧困削減支援クレジット（Poverty Reduction Support Credit：以下 PRSC）の枠組みに基づき、世銀借款供与のための条件として、ベトナム政府の政策アクションをモニターする PRSC テクニカル会合が行われている。

現在この PRSC テクニカル会合（PRSC 7）で取り上げられている金融関連の policy action 対象項目は以下のとおりです。PRSC では、上記の銀行セクター改革に関連する一部事項に加え、財務省が所管する資本市場の整備に関連する事柄も取り上げられている。

- ① SOCB2 行（Vietcom bank 及び Mekon Housing Bank）の株式化（equitization）を完了すること
- ② 銀行監督体制の強化に関するロードマップの作成及び検査マニュアルの整備
- ③ 金融機関役員会議の機能強化
- ④ リファイナンス・メカニズムの導入及び国債の銘柄統一

3. 金融セクター改革の進捗状況

金融セクター改革の実現に向け各ドナーにより行われてきている支援状況につきまとめると以下のとおりである。

1) ベトナム国家銀行（中央銀行、SBV）組織の近代化

SBV 法の改訂については、JICA のほか、IMF、世銀、ドイツ技術協力公社（Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit：以下 GTZ）、米国国際開発庁（United States Agency for International Development：以下 USAID）等が支援している。当初は、2008 年 3 月末法案を政府に提出、関係先のコメントを求めた上 5 月の国会に上程し、11 月会期中に国会の可決承認を得、さらに 2010 年までに関連実施細則を制定し施行に移る予定であった。しかし、昨年来のインフレ進行及び外為市場の混乱等による経済環境の悪化を背景に、SBV の政策運営に対する風当たりが強まったこともあって、SBV 及び政府内部に異論が消えずコンセンサスが得られがたいとの判断もあってか、いまだし時間をかけ議論の熟成を図りたい要請が SBV から政府（首相）に出されている状況にある。

2) 金融政策運営及び外国為替管理面への支援

IMF がマクロ・ポリシーミックスに関する TA 及びインフレーション・ターゲティング関連の TA を実施してきている他、これまでスウェーデン国際開発協力庁（Swedish International Development Cooperation Agency：以下 SIDA）が研修員の受入れ、スイスや GTZ が金融調節手段に関する研修等を実施。また外国為替政策関連では、SIDA が能力強化支援、またフランスの中央銀行等が外貨準備予測プログラムの開発を支援してきている。さらにアジア開発銀行（Asian Development Bank：以下 ADB）が、本年 2 月の黒田総裁・ズン首相会談での合意を踏まえ、金融政策運営に関するアドバイス実施のため、今年秋から専門家を派遣することを検討中。

3) 銀行監督体制の見直し

GTZ が銀行監査及び銀行報告見直し関連の TA を、また EU がコンプライアンス関連で TA を実施、世銀も、スイス、オランダ、日本ファンドを用いて、リスク管理体制整備に関する TA を実施した。また目下、CIDA が、銀行監督法の起草及びオンサイト・モニタリング能力強化のための体制整備につき支援している。そのほか IMF でも、CAMEL を中心とするオフサイト能力強化のための支援を今年中にも開始する方向で検討中としている。

なお、SBV の当初予定では、SBV 法及び金融機関法の両法案を起草した後、銀行監督法及び預金保険法等の改定案を策定・提出する（金融機関法の国会承認は 2009 年 5 月会期中を予定）としていた。CIDA 支援による起草作業は、3 月末までに第 3 版草案まで作成済みとしていた。しかしその後、SBV 法、金融機関法の改定作業の先送り要請に伴い、同法案改定作業も一時停止状態となり、現在今後の作業の進め方にかかる首相判断を待っている状況にある。

4) 金融関連法の整備

JICA のほか、GTZ、CIDA、USAID 等が、金融機関法の改定作業を支援中。しかし、同法の改定も、上記 SBV 法の改定作業と同様、当初は 2008 年 3 月末までに法案を作成し政府に提出、5 月の国会に上程し、11 月の会期中に国会承認を得たのち、実施関連規定を整え 2010 年から施行の予定だったが、SBV では、SBV 法と同様、作業スケジュールの先送りを政府に打診している。なお、金融機関法の継続検討を政府に申請している背景には、銀行監督法や預金保険法等関連する法規定との間の整合性確保のため、全ての法案を比較検討のうえ、法律間の調和を図った上で国会に付議すべきではないかとの各ドナーからの指摘に対する考慮も働いているものと見られる。

5) 金融調査及び統計の整備

IMF、ADB がマクロ予測手法及びモデルの開発に関する TA を実施。また JICA、IMF が銀行報告及び統計作成体制の見直しに関する TA を実施してきた。さらに世銀も、本年から、金融機関の会計報告を含む報告体制の見直し及び企業信用情報を含むデータベースの整備に関する TA に着手し始めている。

6) マネーローンダリング、テロ資金対策の整備

ADB、IMF がマネーローンダリング対策及び関連法規整備にかかる TA を実施してきている。

7) 通貨管理組織の整備

SBV による発券業務の見直し、近代化については、2007 年以来専ら JICA が、現状把握と近代化計画作成のための支援を行ってきているところである。

8) 決済システムの整備

ベトナムの決済システムは、1996 年以来、世銀が中心となって銀行間送金決済システムの整備を行ってきており、2005 年からその PhaseII（銀行間大口決済システムの全国展開が目的）に移っている。さらに SBV では、クリアリング・システムの整備を含む小口決済システムについても、国際金融公社（International Financial Cooperation：以下 IFC）の支援を得て本年から整備を進める予定。なお、システム全般のレビュー、特に危機管理体制の整備については、JICA が支援を行いつつある。

9) 預金保険機構の整備

預金保険法（現在は政令）の起草については、骨子を 2007 年末までに作成、2008 年 6 月までに法案を作成し 10 月に国会に上程、銀行監督法同様 2009 年 5 月の国会会期中に承認を得、2010

年からの施行を想定していた。ベトナム預金保険機構による法案作成は既に終わり、SBV の承認を得て政府に提出するところまで作業は進捗している。しかし、上記各関連法同様、今後の改定作業手順につき目下首相の指示を待っているところである。ADB が支援してきたほか、わが国や台湾等の預金保険機構もバイラテラルベースで支援を行ってきている。なお、2008 年 3 月、JICA が預金保険機構の協力を得て、ワークショップを実施している。

1 0) 銀行信用情報センター (CIC) の整備

銀行監督体制の整備にも関連するが、信用情報センター (CIC) の整備につき、2001 年以降、世銀、EU 等が、また MPDF が 2006 年から支援を実施。さらに世銀は、今年から実施に移る金融機関取引情報及び内部管理情報を含む情報系システムの整備プロジェクト (FSMIS) の中にも関連の支援を織り込んでいる。

1 1) 国有商業銀行各行の体制整備、人材育成支援

IFC、フランス開発庁 (Agence française de développement : 以下 AFD) 及びスイスが Mekon Housing Bank に対する支援を実施。AFD、USAID は Vietin Bank のリストラクチャリングも指導。GTZ やオランダは Vietcombank を支援。また世銀も、銀行の equitization 支援に加え、特に農業開発銀行 (Agribank) の経営改善につき指導中。

1 2) 合資銀行及び合併銀行の強化

対象金融機関の体質強化のため、AFD (→地方開発基金支援)、ADB (→国有企業の株式化関連支援)、GTZ (→監査体制の整備)、USAID (→IT 整備)、IFC (→国際会計基準の導入) が支援を実施。

1 3) 金融組織の整備

中小企業金融の整備に関しては、JICA (事前調査時は JBIC⁴) がツーステップローンの供与を通じて支援を行ってきている (Phase III を検討中) 他、ドイツ復興金融公庫 (Kreditanstalt für Wiederaufbau: 以下 KfW)、EU も資金を提供、また ADB 及び AFD が住宅融資のファシリティー整備、USAID が合併銀行を対象とする保証制度の整備等を支援している。

1 4) ノンバンク等への支援

人民信用基金に対し、CIDA、GTZ 等が、マイクロファイナンスについては、ADB、世銀、ベルギーが支援を実施してきている。地域開発金融、農業金融関連で、KfW、ADB 等が支援を行ってきている。リースの導入・拡大に関し、ADB、KfW、AFD 等が中心となって資金援助及び TA を実施してきている。また、郵便貯金制度については、世銀、ドイツが支援、またわが国郵政公社も、TA を行った由。

1 5) 政策金融の整備

日本の財務総合研究所 (財務省) 及び USAID が VBSP に対する支援を、また、JICA が VDB に対して技術協力プロジェクトを 9 月から実施する予定である (2008 年 9 月下旬より開始)。

⁴ JICA と JBIC の円借款部門は 2008 年 10 月 1 日付で新 JICA として統合されている。

第3章 SBV の現状と課題

1. SBV の概要

(1) 沿革

1951 年、第二次国会において SBV が設立された。1954 年、フランスからの独立に伴い国土が南北に二分された折、北部では全金融機関が国有化され SBV に集約された。こうして中央計画経済下のベトナムでは、中央銀行は商業銀行機能を兼ね、政府の経済計画に基づき政府及び国有企業への信用供与を行う体制が取られることとなった。その後 1958 年にインフラ関連投資を中心に国有企業向けの信用供与を専門に担当する機関として VIDB(Vietnamese Bank for Investment and Development)が設立された。さらに 1963 年、外国貿易決済専門機関として Vietcombank(Bank for Foreign Trade)が設立された。しかし、両行は 100%政府保有で SBV の特別局との位置づけであった。1975 年の国家統一により、南部で活動していた全金融機関も国有化され SBV に吸収された。モノバンク制の下では、すべての金融機能は SBV に集約されていたので、国内の金融市場は存在せず、また金融機関も事実上存在しないに等しい状況にあった。こうした体制下、政府による通貨増発が続いたためインフレが進行、政府は 1976、79、85 年と続けて通貨改革を実施したものの、インフレを抑えることが出来なかった⁵。こうした状況を背景に、1986 年 12 月に開催された第 6 回国会で、抜本的な経済改革案(Doi Moi)が採択されることとなった。

同改革案に基づき、国有銀行の商業銀行化(1987 年)、及びモノバンク制の廃止(1988 年)が図られ、中央銀行から商業銀行機能を分別した二層システム(two tier system)への転換が決定された。さらに 1990 年、近代的な中央銀行制度の整備を図るため、中央銀行令(Ordinance on State Bank of Vietnam)及び金融機関令が起草された。なお同令はいずれも 1997 年 12 月に法律に格上げされ、1998 年から施行された。

(2) 組織

ハノイ本部のほか、国内 64 州に支店を配置。総職員数 7,000 名弱。ハノイの本店には約 800 名が勤務している(2008 年 6 月時点)。主要部局の人員は、金融政策局約 60 名、発券局約 180 名(銀行券廃棄センターの 82 名を含む)、検査局約 100 名等。

職員研修機関としては、専門学校に類する Banking Institute が設立されており、約 2,000 名の学生を教育しているが、2007 年 4 月、職員研修所(Training Center)を新たに設置し、銀行監督や、中堅管理者研修等を業務に直結した職員研修の強化に乗り出している。

SBV の組織は下図 1 のとおり。

なお役員は、総裁の Dr. Nguyen Van Gau 及び 5 副総裁で構成されている。役員の任期は 5 年、閣僚となっており首相が任命権をもつ。

現総裁の Giau 氏は、1957 年生まれ、南部メコンデルタの An Giang 省出身で、経済学博士号をもつ。1981 年共産党員となり、1997 年から 2002 年まで副総裁を務め、南部 Ninh Thuan 省の知事に転出、2007 年 8 月総裁に就任した(党中央委員会席次は 30 位)。なお、5 人の副総裁は以下のとおり(カッコ内は主たる所管事項)。

・ Standing Deputy Governor: Mr. Tran Minh Tuan

⁵1986 年のインフレ率は 775%を記録。

(総括、銀行監督局、バンク&ノンバンク局、信用基金局、ホーチミン・オフィス等)

• Deputy Governor: Mr. Dang Thanh Binh

(法務局、発券局、経理局、総務局、発券センター、銀行券印刷所等)

• Deputy Governor: Mr. Nguyen Dong Tien

(金融政策局、信用局、信用情報センター、Banking Times、銀行表彰委員会等)

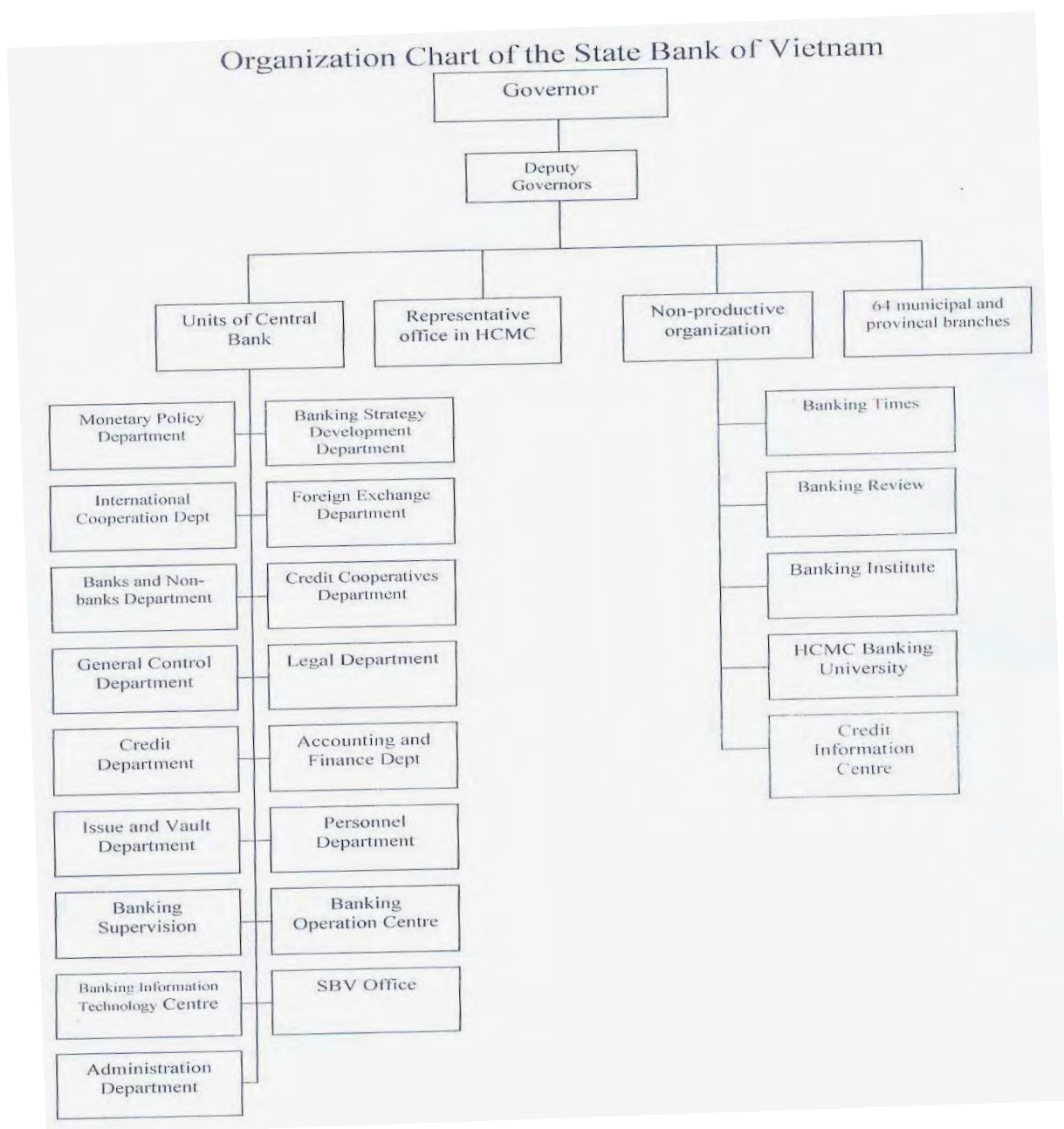
• Deputy Governor: Mr. Nguyen Toan Thang

(銀行戦略開発局、決済システム局、IT センター、研修所、バンキング・インスティテュート、ホーチミン・バンキング大学、インターバンク e-ペイメントシステム監督委員会、国際/FSMIS 等)

• Deputy Governor: Dr. Nguyen Van Binh

(国際局、外国為替局、オペレーションセンター、ICPMU、地方開発金融プロジェクト等)

図 1 SBV の組織図 (2008 年 6 月時点)



2. SBV を取り巻く諸環境

2008 年 6 月現在インフレの高伸と貿易収支の悪化を背景に為替相場が乱高下にあり、当局の政策対応の遅れ及び硬直的な政策運営が、企業・国民の不安感を増幅し目先のインフレヘッジ的行動を加速している。短資流出への懸念も高まっており、国際投資家の間にも慎重な姿勢をとるむきが増えつつある状況にある。

共産主義政権の成立に伴う旧通貨の強制廃棄や、革命後 1980 年～90 年代における高インフレと信用基金の破たん等の経験があるため、銀行セクターに対する国民の信任はさほど高くはない。家計の資産（土地・建物を除く）に対する銀行預金（国債を含む）の比率は、順次上昇傾向は見せているものの、92 年/93 年度の家計調査では 10.6%、97 年/98 年調査でも 18.5%にとどまっていた。2003 年には、風評により中堅銀行の ACB で取り付け騒ぎが発生するなど、国民の間には信用不安に対する懸念も強く残っており、資産蓄積手段としては、金・宝石類、土地、外貨等の価値保蔵機能の高い資産の占める比率が高く、銀行預金の保有割合は、まだ低い。銀行口座保有者数も、07 年でもまだ総人口の 10%程度で、WTO 加盟を背景とした経済開放度の高まりを背景に、増加傾向にはあるものの、銀行サービスの国民への普及度合いは依然低水準にとどまっている。

90 年代に発生した国有企業向け融資を中心とする不良資産問題処理のため、政府は 2001 年から国有銀行改革を本格化させ、公的資本注入による資本強化、不良債権処理に加え、外部監査の導入、金融機関の業務の効率化・近代化を目的とした外国金融機関との提携（strategic partnership の締結）拡大等が進んでいるほか、外資の単独進出も拡大している。2008 年 6 月現在、外資による既存金融機関の株式取得については、1 行 15%まで、外資全体で 30%を上限として容認されている（将来的には 40%まで拡大の予定）ほか、外資 100%による現地法人の設立も容認されている。

国有銀行改革は、PRSC の枠組みを核に、世銀が中心となって取り組み中で、国有銀行の不良債権比率も、2001 年末の 11.8%から、2002 年末は 9%、2005 年末には 7.7%に低下したとされている（SBV 発表。但し、この数字はベトナム会計基準に基づくものであり、世銀、IMF 等の推計では、ベトナム側発表のほぼ倍の水準はありと見られている）。しかし、2007 年来の証券市況の暴落、不動産市況のピークアウトを背景に、関連融資の焦げ付きが再度拡大している先も見られ、金融機関の不良債権額は再び増加しているように見受けられる。加えて、金融機関の新設増加から、中小、新設金融機関を中心に預金獲得競争が激化している一方、昨年来の準備預金率引き上げや政策金利引き上げ等により、利鞘の大幅縮小を見ている金融機関も少なくなく、折々流動性不足に陥った先があるとの風評も聞かれるなど、金融市場の不安定性が拡大していて要注意の状況となりつつある。

なお、金融破綻処理のスキームはまだ整備されてはいない。政府の閣議に基づき SBV が一義的な実施責任を負う体制にあるが、早期是正措置を含め特別の監視・処理体制はまだ用意されていない。預金者保護については、ベトナム預金保険機構（Deposit Insurance of Vietnam）が担当することとなっており、現在、同機構の機能を定めた政令を法律に格上げし、独自の銀行監督権限付与を含めその権限強化を図るべく法整備が進められているところである。同法案は、既述のとおり SBV に提出済みで、SBV の承認を得た後政府に提出の予定となっているが、今後のスケジュール等取り進め方については、SBV 法、金融機関法、銀行監督法同様、まだ判然としない状況にある。

3. SBV の諸課題と協力ニーズ

金融市場整備、金融政策運営、銀行監督、決済システム整備のすべての面で取り組むべき課題が山積している。特に近代的な中央銀行に転換していく上で、金融政策の企画・立案・運営をはじめとする中央銀行業務の管理体制の抜本的な見直し及び組織力の強化、及びそのための人材の確保・育成が喫緊の課題となっている。

こうした中、SBV に対しては、既に 2006 年末以降、JICA においても個別専門家派遣の形で支援を行ってきた。同支援において取り上げられてきた事柄は以下のとおり、広範囲にわたっている。

- ① SBV 法、金融機関法、預金保険法、銀行監督法の改定に関する支援（情報提供、ワークショップ・研修の開催、法案に対するコメントの提出等。）
- ② レポ市場を含む債券流通市場の整備（短期金融市場の実情調査を実施。それを踏まえ、日本銀行にて研修を行うとともに、中国の実情につき study visit を行い、その結果を元に市場整備への取り組み方針につき検討中。）
- ③ 決済システムの整備（当初支援要請のあった小口決済システムの整備については、IFC の支援を活用するべく仲介。現在、危機管理対策への取り組みを中心に強化すべき点に関する助言を取りまとめ中。）
- ④ 金融統計の整備（銀行報告体系の抜本的な見直しを提言するとともに、日本銀行での本邦研修を踏まえ、資金需給を中心とする統計整備及び予測手法につき議論。）
- ⑤ 発券業務の近代化（発券業務の全面見直しにつき支援。見直しの方向性を確認するため、日本銀行での本邦研修を含め、業務近代化に向け取り組むべき事項、基本的な考え方等につき議論。）

上記協力を踏まえ、今後さらに協力の効果を上げるには、対象をより絞り込み集中的に支援を行っていくことが適当と判断される。こうした観点に加え、すでに関係各ドナーが支援している事項も考慮し、SBV から日本の支援が強く求められており、かつ日本の強みを活かすことが出来ると考えられる事柄を選択すると、当面の協力対象としては以下の事項に関連するキャパシティ・ディベロップメントを図ることが最も適当と考えられる。

（1）発券業務近代化に関する技術協力

SBV では、発券業務近代化計画の最終ドラフトは、2008 年秋を目処に総裁宛提出される予定であり、早期の協力開始が期待される。それは SBV の発券業務近代化計画に効果的なインプットを行うためには、同行の体制の現状を専門家の目で早期に確認するとともに、支店の実情調査を踏まえ、同行の発券業務近代化のため必要なコンセプトを誤りなく確立させるべく早期に的確なアドバイスを行う必要があると判断されたためである。また、同近代化計画の中には、規模ははるかに小さいものの、日本銀行の戸田発券センターをモデルとした発券センターの建設構想も含まれているので、同センター建設計画のレビュー及び実施に向けたアドバイスの提供、指導も、協力の内容として含まれる。

なお、発券業務近代化計画が総裁に承認されれば、次のステップとして、同計画の鍵となる発

券センターの詳細設計、さらには入札・業者選定に関する指導を含むプロジェクトの実施管理指導、及びベトナム、本邦での研修等を企画・実施していくことになると考えられる。

（２）決済システムの整備

銀行間大口決済システムは、世銀が 2001 年から支援を実施してきており、また小口決済システムについても、今年から IFC が支援を行う方向で検討中である。さらに、本年後半から資本市場関連で、国債の取引・保管決済システムについても世銀が支援を行う方向で検討を進めている。

こうした中、SBV からは、ベトナムの決済システムのあり方、とくに危機管理のあり方、e-money 体制整備のために取り組むべき方向性、及び決済システム関連法制の精粗等につきレビューし必要な改善提言を示してほしいとの依頼が寄せられている。

（３）銀行監督能力の強化

銀行監督業務については、銀行監督法の起草及びオンサイト・マニュアルの整備等を中心に CIDA が支援を実施してきているが、日本も従来から日本の預金保険機構が直接ベトナムの預金保険機構に対する支援を行ってきていた関係もあり、預金保険法の起草に関するアドバイスを求められている。加えて、先行き想定される金融機関の破綻に関する手続きの整備についても支援希望が寄せられたほか、政府部内には先行き SBV から独立した金融監督機関を設立すべきではないかとの意見もあり、わが国の金融庁設立に関するノウハウも学びたいとの要望が示されている。こうした状況下、CIDA との重複を避け、銀行監督能力の強化及び監督体制の整備に資するべく、銀行監督ガイドラインの制定・公表、オフサイト・モニタリングの強化及び金融庁関連法制度に関する情報の提供を通じ、銀行監督の分野でもわが国の存在を高めるべく支援を行うのが適当と考えられる。

（４）その他の項目に関する支援

上記の 3 項目に加え、SBV の各部署から、引続き、金融・債券市場の枠組みの整備、金融政策運営の基本となる金融統計の整備（とくに financial indicators の選定及び活用指導）、SBV 法を始め金融関連各法案整備に対する支援、行内情報系システム整備に対する支援等の要望も寄せられている。しかし、選択の集中の観点及びドナー協調の観点に照らし、協力の優先度合いは上記の 3 項目に比べ低いと判断せざるを得なかった。

ただし、中央銀行業務に関する支援の必要性は多岐にわたっており、金融政策運営における SBV の力量を強化することが先行き益々重要になってくると見られることから、幅広い中央銀行業務経験を持った専門家により、相手のニーズ及び取り組みの状況を見ながら、適切な提言を行っていくことの重要性は否定し得ない。

あわせて、昨年来 SBV からの外部人材流出が引き続いており、組織力の弱体化に拍車がかかっているように見受けられ、SBV の組織強化及びモラルの維持・向上を図るための取り組みが不可欠となっている。なお、最近の人材流出の背景としては、待遇面への不満（市中銀行に比べ給与水準が低すぎる。）に加え、SBV 法及び組織改革に対する失望感（自立性、特に予算・組織運営面における自立性強化への取り組みに対する失望感、及び SOCB に対する銀行監督機能が SBV の管轄から切り離されることになったことが、SBV の権限縮小・弱体化との印象を強めているとみられる

こと)、金融政策運営面における SBV への風当たりの強まり（政府による締め付けが強まるのではないかとの懸念も窺われる）、外資を含め、金融機関同士の戦略的パートナーシップの締結、大企業グループによる金融機関新設等の動きが加速化し、人材引抜き攻勢が強まっていること等が挙げられる。

第4章 プロジェクトの基本計画

1. プロジェクトの実施方針

関連ドナーとの連携に配慮しつつ、日本の知見を最も有効に活用できる分野に重点を置くことを基本方針とし、以下の3点を協力の対象分野とする。

- ・ 発券業務近代化計画の実施促進
- ・ 決済システムの効率性と安全性向上
- ・ 銀行監督機能の強化

発券業務の近代化に関する協力は、SBV が金融政策運営を行う上で基本となる通貨の流通管理の円滑化を通じ、自国通貨に対する国民の信頼を高め、持続的かつ安定的な経済発展の実現に大きく影響する活動であり、日本銀行の組織的支援を背景に専門知識を持った JICA 専門家の貢献が期待されている。また、組織レベルでのノウハウの蓄積の観点から発券業務に関連する研修コースの企画・立案・実施についても協力対象とする。

決済システムについては、危機管理体制の整備指導に加え、ハード機器整備にかかる協力についても要望が寄せられているが、世銀が実施する FSMIS プロジェクトの中で決済システムの整備が対象となっていることから基本的には機器調達等に関する協力は当面の対象としては想定しないものとする。

銀行監督機能に関する協力は、CIDA、IMF を中心に類似の活動が行われるので、これらとの重複を避け効果的な支援を行うため、現状を確認のうえ、銀行監督ガイドラインの作成指導、コンプライアンスを中心とするオフサイト・モニタリング能力の強化を主たる業務とするが、実情に応じ、SBV 及び他ドナーの取り組みも考慮し、柔軟に対象事項を選択しながら、オフサイト・モニタリング能力の強化を測っていくこととする。また、銀行監督業務に関連する研修コースの企画・立案・実施についても協力対象とする。

なお、本技術協力プロジェクトを効果的に実施していく必要上、また日本銀行、財務省の現役職員が常駐することのメリットを最大限に生かすため、SBV の副総裁等幹部クラスとの定期的な意見交換チャンネルを設け、随時金融政策運営を含む中央銀行業務の全般にかかる意見交換を行うことを想定する。このチャンネルを通じて、法整備、金融政策運営につき、より具体的かつ JICA 専門家の知見が十分に活かせ、協力の効果が期待できる事柄につき、新たな要請がだされた場合には、前向きに検討することを排除しないものとする。

2. プロジェクトの実施内容

(1) 協力期間

2008 年 8 月頃のプロジェクト開始、2010 年 9 月頃終了までの 2 年間の協力期間を想定する⁶。

⁶ 2010 年が銀行セクター開発計画のターゲット年次である。その結果が出るタイミングにあわせ 2010 年までのプロジェクト期間とすることは妥当と考えられる。

(2) プロジェクト目標（プロジェクト終了時の達成目標）

SBV の中央銀行機能が強化される。

[指標]

- ①SBV の現金オペレーションセンター設置に関するコンセンサスが形成される。
- ②SBV の危機管理対応活動の導入状況
- ③オフサイト・モニタリングガイドラインの導入状況

1) プロジェクト目標について

SBV の中央銀行機能が強化されることをプロジェクト目標とする。通貨価値の安定及び通貨を中核とする金融システムが効率的かつ安定的に運営されることが、経済活動を円滑に営むうえでの基本条件である。金融関連法の制定、金融政策運営の枠組みの整備を含め、中央銀行機能強化のために考えられる支援対象は広範多岐にわたるが、他ドナーの支援状況をも考慮しつつ SBV の関係部局と議論した結果、最も強くかつ明瞭なニーズが確認された発券業務、決済システム、銀行監督機能の強化を中心に中央銀行機能の強化を図る。中央銀行機能の中核である通貨管理の効率化・近代化、及び強固な決済システムの構築、銀行経営の健全性の確保は、金融システムの安定的な発展に不可欠の基盤を整備するものである。

2) 指標設定と測定

プロジェクト目標の達成度を測る指標として 3 指標（①～③）を想定する。まず、指標①は、発券業務の近代化計画の推進（成果 1）を実現する上で核となる現金オペレーションセンターの具体的な業務内容につき関係者間のコンセンサスが形成されることを想定する。指標②は、既存の決済システムにつき危機管理対応策の内容が提示され、主要商業銀行の危機管理体制が検討されることを想定する。SBV の指導のもと、将来的に主要行において危機管理対応方針が制定され、対応マニュアルの作成及びそれに基づく定期的な訓練、さらにはその経験を踏まえた体制の見直しが計られるようになることを想定する。指標③は、銀行監督体制の整備の進捗状況を図る指標として、プロジェクトの成果として作成された銀行監督ガイドライン（オフサイト・モニタリング）の活用状況を想定する。

(3) 上位目標（協力終了後 3 年から 5 年を目処に達成が期待される目標）

金融システムに対する信頼が高まる。

[指標]

- ①SBV の現金オペレーションセンターが設立される
- ②SBV の業務運営の継続性

1) 上位目標について

SBV の中央銀行機能が強化されることを通じ金融システムへの信頼が高まることを上位目標とする。決済の基本となる通貨が安定的に供給されること、金融機関が安定的に経営され金融機関

を通じた決済が円滑に滞りなく実施されることにより、通貨及び金融システムに対する信頼が高まることを想定する。

2) 指標について

上位目標の達成度を測る指標として、二つの指標を想定する。指標①は、発券業務の近代化計画の推進（成果 1）の結果、現金オペレーションセンターが設立されることを想定する。指標②は、SBV の指導により危機管理対応方針が定まり、既存の決済システムが継続的に運営される可能性が高まること、また、銀行監督能力の強化を通じ金融機関の健全性が高まるとともに、経営悪化先に対しては早期に対応を図りうる体制が整うことにより、金融システムの安定（＝業務運営の継続性）が高まることを想定する。

（4）成果

[成果 1] SBV の発券業務近代化計画の実施が促進される。
[指標] ➤①現金センターの設立を含む発券業務近代化計画が策定される。 ➤②上記計画の実施状況 ➤③発券分野に関連する研修コースの企画・立案・実施状況
[活動] 1.1 発券業務近代化計画に関する提案をまとめる。 1.2 同計画の（詳細な）実施計画を策定する。 1.3 現金オペレーションセンター設立について（具体的に）検討する。 1.4 同計画実施のためワークショップを開催する。 1.5 同計画に基づく発券業務見直し内容に関するトレーニングコースの準備及び実施に対するアドバイスを行う。

成果 1 では SBV の発券業務の近代化計画が策定され、その核となる現金オペレーションセンターの設立が検討される。その実施にあたっては、業務実施体制及び組織見直し、業務運営手順の変更が生じるため、それらの内容の関係職員への周知徹底及び訓練の実施が肝要となる。発券業務は日本の経験を有効に活用できる分野であり、また SBV の経営及び組織変更については SBV 法改正にも影響を与えるものである。

成果 1 では 3 つの指標を想定している。すなわち、①現金オペレーションセンター設立を含む近代化計画が策定されること、②その実現のための実施計画が策定され、③発券オペレーションに必要な能力を個々の職員が獲得するために必要な研修コースが企画・実施されることである。

活動 1.1～1.3 では、これまで JICA により実施された日本銀行での本邦研修や個別専門家による助言等の成果を織り込みながら、すでに SBV が独自に近代化計画の原案を策定しており、近々その内容を固め最終案を策定する予定でいるので、日本銀行の知見に基づき早急に同案の内容の妥当性を確認し、的確な方向付けを行うことが肝要である。その上で、現金オペレーションセン

ターの設立計画及び近代化計画の実施にかかる詳細スケジュール等の策定作業を支援する。なお、偽造券対策が問題の一つとして指摘されているので、SBV 側ではまだ明示的に取り上げてはいないが、今後の銀行券改札の可能性も含め、銀行券管理体制につき総合的に検討・協力していくことを想定する。さらに、ワークショップの開催（1.4）や研修コースの企画・実施（1.5）に関する協力は、これらを通じ関係者のコンセンサス形成を図り、近代化計画の実施体制作りに向け詳細設計、入札実施等が必要とされる情報・知識を提供することを想定する。ワークショップは必要に応じ、政府関係各省、民間金融機関の関係者を招くことも考えられる。

[成果 2] 決済システムの効率性及び安全性が向上する。

[指標]

- ①現行のインターバンク・ペイメントシステム及び関連するシステムの評価レポートが作成される。
- ②業務継続及び業務継続にかかる金融機関の認識を喚起する方策が準備される。
- ③決済システムに関するモニタリングとガイダンスの枠組みが整備される。

[活動]

- 2.1 現行の決済システムの管理状況につき検証し、評価レポートを作成する。
- 2.2 業務継続及び業務継続にかかる金融機関の認識を喚起する方策・研修が検討・準備される。
- 2.3 リスク対策、システム管理及び e-money 関連情報等について調査を実施する。

成果 2 では、決済システムの健全性につき、SBV の指導のもと、将来的に主要行において危機管理対応方針が制定され、対応マニュアルの作成及びそれに基づく定期的な訓練、体制の見直しが計られるようになることを想定している。現実には大手行の間で、既に Security Plan の策定、バックアップセンターの設立が始まっており、こうした時期を捉えて、SBV のイニシアティブにより、危機対応力の強化を含む業務継続に関する方策の検討や枠組みの整備を図り、決済システム運営の効率性・安全性を高めることが期待される。

成果 2 の指標としては 3 つを想定する。①現在行われている各金融機関の危機管理への取り組みにつき調査し現状を評価し、対応に不十分な点、さらに考慮すべき点等がないかとりまとめた評価報告書が作成されること。②その評価報告書に基づき、BIS、IOSCO 等が公表している危機管理準則やわが国の例等を参考にしながら業務継続に関する方策を検討・作成すること、③同時にその実施に向けた取り組み、各金融機関における取り組み状況のモニタリング手法、改善指導を行うための枠組みの整備が図られる。

活動 2.1 としては、SBV 及び主要金融機関におけるシステミックリスクへの対応状況につき評価報告書を作成する。活動 2.2 では、上記の評価結果を踏まえ、具体的な業務継続方策の作成や枠組みの検討及びその周知徹底のための研修及び実施状況モニタリングの手法の開発について協力する。あわせて、活動 2.3 として、リスク対策、システム管理及び e-money 関連情報等の先行する技術情報につき随時 SBV と共同で調査し、その継続的な体制整備への取り組みを支援する。

[成果 3]銀行監督機能が強化される。
[指標] ➤①銀行監督法の改訂状況 ➤②銀行監督ガイドラインが作成される。 ➤③オフサイト・モニタリングを中心とする銀行監督研修プログラムの企画・立案・実施状況
[活動] 3.1 銀行監督法をレビューする。 3.2 CAMEL に基づきオフサイト・モニタリングの実施方法について検討し、(モニタリングに)必要な情報や報告体制について定義し、リスクベース及びコンプライアンスベースの銀行監督ガイドラインを作成する。 3.3 Basel I や Basel II などの国際基準適用のロードマップの策定について検討する。 3.4 銀行監督にかかる研修プログラムを実施する。

成果 3 では、SBV の銀行監督機能が強化されることを想定する。銀行監督機能強化については、既に CIDA が中心となって、銀行監督法の起草、及び主としてオンサイト検査機能強化のための検査マニュアルの整備を支援している。また近々 IMF も、長期コンサルタントを派遣し、銀行監督分野への包括的な支援を行う方向で検討中である。こうした中、銀行監督法については広くドナーからもコメントを求めた上で内容を確定するとしており、起草された法案に対するコメントを行う。また、他ドナーとの重複に配慮し、オフサイト・モニタリング能力の強化を中心に協力を実施する。あわせて、監督当局として事前に制定し金融機関に明示すべき銀行監督ガイドライン作成にかかる協力を行うこととする。

成果 3 として 3 つの指標を想定する。①銀行監督法の改訂状況、②銀行監督ガイドラインの作成、③銀行監督にかかる研修プログラムの企画・実施である。なお、研修の企画・実施については、原則として SBV が主体的に企画することを前提とする。

活動 3.1 では、改定作業が行われている関連法規定をレビューし、日本の経験を踏まえ改定案に対する提言を行う。さらに活動 3.2 では、上記の調査、分析を踏まえ、銀行監督ガイドラインの作成、公表の重要性につき SBV の認識を喚起するとともに、わが国のガイドラインを参考例として用いながら、その作成につき協力する。オフサイト・モニタリングにかかる支援については、IMF 等他のドナーと連携をとりつつ実施するものとする。なお、オンサイト・モニタリング用のマニュアルは CIDA が作成しているので、本プロジェクトでは、オフサイト・モニタリング実施に対するアドバイスの中にマニュアルの作成指導が含まれる可能性は排除しないが、実施に当っては IMF と連携を図りながら進めていく必要がある。活動 3.3 では国際基準適用に向けた具体的なロードマップの作成への助言、活動 3.4 では、SBV の主体性を確保しながら共同で研修プログラムを企画・立案・実施されることが想定されている。基本的にはコース設定、カリキュラム編成に関する情報、提言の提供を中心とするが、必要に応じかつ可能な範囲内で、個別カリキュラムの実施にも協力するものとする。

なお、SBV では 2008 年中に、現在の Banking Supervision Department、Bank and Non-Bank Credit Institution Department、Cooperative Credit Institutions Department、AML Information

Center の 4 者を統合し新 Banking Supervision Department を設立する予定であり、その時点から本プロジェクトのカウンターパート機関も新組織となる予定である。さらに、金融セーフティネットの整備も課題となっており、すでに派遣中の JICA 個別専門家による活動の一環として預金保険制度の整備に対する支援も行っている。金融破綻処理は、中央銀行の関与が必要な分野の一つであり、また上記新 Banking Supervision Department が担当すべき重要事項の一つとなるので、必要性和状況に応じて助言していくことを想定する。

(5) 投入（インプット）

1) 日本側

- 日本人専門家 2 名の派遣
 - ・ 総括/中央銀行業務（主として発券業務及び決済業務）
 - ・ 銀行監督業務
- 研修
本邦研修、第三国研修（類似経験のあるタイ、中国等を想定）
- 機器の供与は特に想定しない

専門家の配置について、総括として中央銀行業務、とくに発券業務及び決済システムを担当する長期専門家、及び銀行監督を担当する長期専門家の 2 名を派遣するほか、必要に応じ、両専門家の活動を支援するため、短期の専門家派遣も想定する。なお、プロジェクトの実施に当たり、当初及び最後の 2 回、関係省庁を含めた Joint Coordination Meeting を開催することを予定している。ただし、発券業務、銀行監督業務等、個別の機密事項に関する事柄が含まれる内容であることから、他者にディスクローズできない事柄が含まれることもあり、他省庁を含む会合は極力最小限にとどめることとした。

2) ベトナム側：

- カウンターパートの配置及び必要危機の確保
- 予算の確保（セミナー/ワークショップ、研修、国内出張の費用）

事前調査段階では、ICD 局長がプロジェクト・マネージャーかつ ICD がコーディネーション役を担うこと、また関係各局にテーマごとにワーキンググループを編成することを予定している。

(6) 外部条件とリスク分析

1) 成果達成のための外部条件

- (ア) 関係国際機関が事業実施に異論を挟まない。
- (イ) プロジェクトにより提供された知見を活用する場が継続的に確保される。

(ア)については、銀行監督業務については CIDA が中心になって支援を実施していること、また IMF も類似の支援を計画していることから、これらとの間で調整を図っていく必要がある。なお、CIDA との調整は基本的に終了しており双方が補完的であることを確認しているが、IMF については、情報交換を密に図り、適宜 TOR の調整を行う必要がある。

(イ)については、実践を通じ能力の強化を確認していく必要があることから、そうした機会が着実に形成されていくこと、研修対象となった職員が、直後に移動するといった人員配置が行われないこと等を外部条件としてあげている。

2) プロジェクト目標達成のための外部条件

首相令 112 号が SBV の基本戦略として維持される

現在取り組み中の金融セクター改革の基本戦略となっているものであり、基本戦略が変更されないことをプロジェクト目標達成のための外部条件とした。

3) 上位目標達成のための外部条件

(ア) ベトナムの経済的・金融環境に大きな変化がない。

(イ) 予期せぬ外部ショックによりベトナムの金融経済運営が阻害されない。

(ア) 及び (イ) とともに、金融経済環境に予期せぬ大きな変化が生じることにより、首相令 112 号に基づく銀行セクター開発計画の実施が停止ないしは大幅変更を余儀なくされるといった変化があれば、上位目標の達成は影響を受けることから外部条件としている。

4) 協力効果の持続のために必要な条件

中央銀行としての SBV に対する政府の基本政策が変更されない。

金融セクターに対する信任が維持されていくための必要条件として、政府の基本政策が、中央銀行としての SBV の業務を継続的に支援することを挙げた。

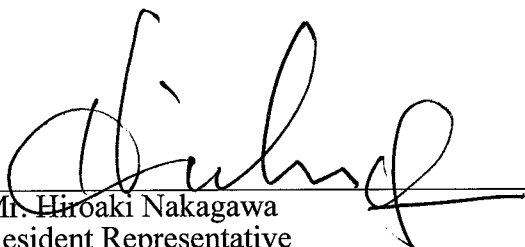
以上

MINUTES OF MEETING
BETWEEN JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY
AND
AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT
OF THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIETNAM
ON JAPANESE TECHNICAL COOPERATION PROJECT
FOR
STRENGTHENING CAPACITY
OF
STATE BANK OF VIETNAM

The Government of the Social Republic of Vietnam (hereinafter referred to as “the Government of Vietnam”) officially requested the Government of Japan to implement the technical cooperation project entitled “The Project for Strengthening Capacity of State Bank of Vietnam” (hereinafter referred to as “the Project”) in August 2007. In response to the request, Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”) had a series of discussions with the authorities concerned of the Government of Vietnam for the preparation of the Project.

The discussions were conducted in a friendly and cordial atmosphere and both parties agreed on the matters referred to in the document attached hereto.

Hanoi, 22nd August, 2008


Mr. Hiroaki Nakagawa
Resident Representative
Vietnam Office
Japan International Cooperation Agency
Japan


Mr. Le Minh Hung
Director General
International Cooperation Department
State Bank of Vietnam
The Socialist Republic of Vietnam

THE ATTACHED DOCUMENT

1. Basic Recognition of the Project

At the very beginning of the discussions, both Vietnamese and Japanese sides confirmed the following understandings of the Project as a basis for further exchanges of opinions.

(1) Promotion of PM Decision 112

PM Decision 112 was issued in 2006 as the development plan of Vietnam's banking sector up to 2010 and orientations toward 2020, and State Bank of Vietnam (hereinafter referred to as "SBV") has a prime responsibility for the implementation of the projects and organizing schemes for achieving the objectives, orientations and solutions for development of banking sector enclosed within this decision. In line with this decision which is the core strategy of banking sector, many international donors such as JICA, Japan Bank for International Cooperation (JBIC), World Bank, IMF, Asian Development Bank (ADB), Canadian International Development Agency (hereinafter referred to as "CIDA"), have been supporting SBV for its implementation.

After the issuance of PM Decision 112, SBV has been continuing efforts to implement the decision. However, SBV had greater needs of assistance on the implementation of PM Decision 112 while facing some drastic changes of economic and financial circumstance. In light of this situation, SBV requested JICA to extend its technical cooperation in order to accelerate the implementation of PM Decision 112.

In response to the request, JICA will carry out new technical cooperation project in close collaboration with the JICA advisor on financial policy assigned to SBV (December, 2006 – December, 2008), paying due attention to coordination among other international donors for the purpose of maximizing the Project output. Efforts will be made to integrate the output of other donors' activities for the implementation of PM Decision 112.

(2) Promotion of the Partnership

For the effective implementation of the Project, JICA has a plan to dispatch two advisors; an active high rank officer of the Bank of Japan (hereinafter referred to as "BOJ"), and an active experienced officer in the field of banking supervision from the Ministry of Finance of Japan (hereinafter referred to as "MOFJ"). In this sense, the Project between SBV and JICA will contribute to not only promotion of PM Decision 112 but also to the relationship among SBV, BOJ and MOFJ. Both sides believe that the implementation of the Project will also contribute to the establishment of stronger partnerships with other central banks and related authorities in the region.

2. Contents of PDM and PO

Based on the above overall recognition, both sides discussed the contents of Project Design Matrix (hereinafter referred to as "PDM") and Plan of Operation (hereinafter referred to as "PO"), and reached mutual understanding as attached including following key issues.

(1) Project duration

The technical cooperation for the Project will be implemented from August 2008 to September 2010.

(2) Orientation of respective Outputs

In consideration of requests from SBV regarding the contents of the Project and better donor coordination, both sides agreed to have three (3) main Outputs as follows.

- a. The preparation and implementation of Modernization Plan of Issuing and Vault Operation is promoted.
- b. Efficiency and safety of settlement system is improved.
- c. Function of banking supervision is strengthened.

With regard to each Output, while they are equally important for achieving the project purpose, both sides confirmed that the working modality for each Output considerably varies as indicated below.

Output 1: The implementation of Modernization Plan of Issuing and Vault Operation is promoted.

SBV requests JICA to advise on the finalization of the modernization plan of Issue and Vault Operation, which includes the following issues.

- a. Introduction and analysis of some typical models of issue and vault operation of central banks
- b. Development of the model of issue and vault operation with the following details:
 - > Building the cash regulation model, cash demand forecast, issuance reserve management of SBV, optimization of cash transportation of SBV
 - > Reform of cash supplying mechanism, quality control, anti-counterfeit technology of SBV and vault management methods of banking system
 - > Establishment of the Cash Operation Center of SBV
 - > Application of IT in vault management and cash regulation

SBV also requests JICA to advise on the implementation plan of modernization plan of issue and vault operation. Besides, SBV requests to advise on the preparation and implementation of training programs on the related areas for the implementation of the plan.

Because issue and vault operation is the most fundamental function of the central bank, JICA will support SBV based on the above requests in close communication with Issue and Vault Department of SBV.

Output 2: Efficiency and safety of settlement system is improved.

At the request of SBV, JICA will advise on the risk management framework including the preparation of measures of business continuity and method to promote awareness of financial institutions for business continuity. In addition, JICA will advise the regulatory framework on non-bank institutions related to the consumer finance and e-payment services. JICA will also provide information based on Japanese experiences on the role of central bank in development of non-cash payment, e-banking services and national management system of payment system.

Output 3: Function of banking supervision is strengthened.

At the request of SBV, JICA will submit comments to the draft of laws related to the banking supervision such as the Bank Supervision Law, information to the application of Basel I and II, and information and advice for establishing more solid safety net in Vietnam. With a view to having better coordination with CIDA's activity, JICA will support offsite monitoring including preparation of supervision guideline.

At the request of SBV, JICA will also assist in supplying documents and information on risk management of banks, regulations and guidelines to regulate the organization and activities of credit institutions, financial leasing companies and consumer credit companies. JICA will also advise SBV to introduce analytical method for evaluating the impact of policy and economic change to the financial sector.

In addition, JICA will advise on the preparation of training programs for banking supervision. The details of assistance will be discussed between related department of SBV and JICA experts during the project implementation.

Regarding the other important fields of central bank's role and function such as legal framework, financial market, financial statistics, both sides can discuss again the possibility of cooperation for such fields through the regular meeting of high rank level mentioned in article 3. (1) below.

3. Implementing structure of the Project

In order to make the Project effective and efficient, both sides agreed to establish the following implementation structures of the Project. International Cooperation Department (hereinafter referred to as "ICD") of SBV will be the coordinator of these structures and assign some counterpart staff to the Project team for the smooth implementation of the Project.

(1) Regular meeting of high rank level

The expected chief advisor from BOJ who has the comprehensive knowledge and deep experiences in the field of central banking such as issue and vault operation, and settlement system. The expected advisor from MOFJ who has the deep knowledge and experiences in the field of banking supervision.

In order to make the best use of their knowledge and experience, both sides agreed to have periodical meetings between the Deputy Governors and JICA chief advisor which will be arranged by ICD.

(2) Working group

To conduct the Project smoothly and efficiently, and to realize effective technology transfer for the counterparts in the course of the Project implementation, the working group shall be organized by SBV in accordance with the modality and content of the Project. The working group shall be composed of the staff of relevant departments of SBV head office in order to actively contribute to the achievement of the Project purpose as well as to provide data and information related to the following areas.

- a. Issue and Vault operation
- b. Settlement System
- c. Banking Supervision

(3) Joint Coordination Meeting

The Joint Coordination Meeting (JCM) shall be held by SBV at the commencement and the end of the Project, and when the necessity arises with the participation of representatives of SBV, JICA advisors, Embassy of Japan, JICA and relevant ministries and agencies. It will be chaired by Director General of ICD of SBV. At the JCM, the Plan of Operation will be discussed if necessary.

4. Counterpart budget

Based on the Decree 131/2006/ND-CP on Management and Utilization of Official Development Assistance, SBV will make the best effort to ensure sufficient allocation of counterpart budget required for the implementation of the Project activities including those for JICA advisors domestic training, seminars/workshops, and domestic business trips for SBV staff. JICA will support when necessary.

5. Training in Japan and/or third country

Both sides has agreed to carry out relevant training in the course of implementation of the Project, which will be held in Japan and/or third country, and funded by JICA. Detailed contents and the number of participants will be discussed in the course of implementation of the Project.

6. Sustainability of the Project

The Vietnamese side will take necessary measures to ensure that the self-reliant operation of the Project will be sustained during and after the period of the Japanese technical cooperation, through the full and active involvement in the Project by all related authorities and institutions so that the technologies and knowledge acquired by the SBV staff through the Project will ultimately

contribute to economic and social development of Vietnam.

7. Joint Evaluation

Both sides confirmed that the evaluation of the Project will be conducted jointly by JICA and the relevant Vietnamese agencies before the completion of the Project, in order to examine the level of achievement of the objective of the Project.

APPENDIX 1: Project Design Matrix

APPENDIX 2: Plan of Operation

Project Design Matrix (PDM)

Project Title: Project for Strengthening Capacities of the State Bank of Vietnam

Duration: August 2008– September 2010

Ver. 1

Target Area: Throughout the country

Target Group: Head quarter and branches of SBV

Date: August 22, 2008

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumption
Overall Goal Confidence of financial sector is improved.	1. Establishment of Cash Operation Center of SBV 2. The status of continuity of operation of SBV	1. Annual Report of SBV. 2. Annual Report of SBV	•Government basic policy continue to be supportive to operation of SBV as a central bank .
Project Purpose SBV's capacity of central banking is strengthened.	1. The consensus on concept of Cash Operation Center is formulated. 2. The status of introducing of contingency activities. 3. The status of utilization of off site supervision guideline	1. Project progress report 2. Project progress report 3. Project progress report	•Economic and financial situation in Vietnam will not be drastically changed. •Unexpected external shocks will not hamper the economic and monetary management of Vietnam.
Outputs			
1.The implementation of modernization plan of issue and vault operation is promoted.	1.1 The modernization plan for the Issue and Vault operation, including the Cash Operation Center is prepared. 1.2 The status of implementation of the modernization plan. 1.3 The status of preparation and implementation of training program for issue and vault operation.	1.1 Modernization plan. 1.2 Implementation plan of the modernization plan. 1.3 Project progress report	•The Decree No.112 will continue to be a basic strategy of SBV.
2. Efficiency and safety of settlement system is improved.	2.1 An evaluation report of current status of Interbank Payment System and other settlement system is prepared. 2.2 Measure for business continuity and method to promote awareness of financial institutions for business continuity are prepared 2.3 Monitoring and guidance framework of settlement system are prepared.	2.1 Evaluation report of current status of settlement system. 2.2 Project progress report 2.3 Guideline for risk management of settlement system	
3. Function of banking supervision is strengthened.	3.1 The status of revision of the Bank Supervision Law. 3.2 Risk and complinace based supervision guideline is prepared. 3.3 The status of preparation and implementation of training program for banking supervision centering offsite monitoring.	3.1 Banking Supervision Law. 3.2 Bank Supervision Guidelines. 3.3 Project progress report	
Activities 1.1 Submit recommendations on the modernization plan. 1.2 Prepare the implementation plan of the modernization plan. 1.3 Study establishment of Cash Operation Center. 1.4 Organize workshops for the implementation of the plan. 1.5 Prepare the training courses for issue and vault operation and its implementation. 2.1 Prepare evaluation report on the current status of the settlement system. 2.2 Prepare measur es of business continuity, and method and/or training to promote awareness of financial institutions for business continuity. 2.3 Study risk preventive measures and system management, and new trends of e-money development etc. 3.1 Review the Banking Super vision Law. 3.2 Study implementation of off site monitoring in accordance with CAMELS, and defining system of information and reporting on necessary inputs, including building guidelines of risk and complinace based supervision and monitoring 3.3 Study to set up the road map to apply supervision standards, such as Basel I and Basel II. 3.4 Organize training course for the banking supervision	Inputs <u>Japan</u> A. Personnel Experts (1) Chief Leader/Central Banking (2) Banking supervision (3) Other experts in the specific fields of technology transfer may be dispatched, if necessary. B. Training Study tour to Japan and third country, foreign cost for workshops and training courses <u>Vietnam</u> A. Personnel B. Facilities C. Local cost including expenses required for the domestic training, seminars/workshops and domestic business trips.	•Relevant international organizations don't oppose to coordinate and cooperate with SBV for the implementation of the Project. •Opportunities to utilize the skills and knowledge gained through the project continued to be provided. <	

Plan of Operation			Year 2008												Year 2009												Year 2010												In charge of
Year	Month	Project Period	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9								
		Joint Coordinating Meeting (JCM)																																					
		Evaluation																																					
Output 1. The implementation of modernization plan of issue and vault operation is promoted.																																							
1.1	Submit recommendations on the modernization plan.																																						
1.2	Prepare the implementation plan of the modernization plan.																																						
1.3	Study establishment of Cash Operation Center.																																						
1.4	Organize workshops for the implementation of the plan.																																						
1.5	Prepare the training courses for issue and vault operation and its implementation.																																						
Output 2. Efficiency and safety of settlement system is improved.																																							
2.1	Prepare evaluation report on the current status of the settlement system.																																						
2.2	Prepare measures of business continuity, and method and/or training to promote awareness of financial institutions for business continuity.																																						
2.3	Study risk preventive measures and system management, and new trends of e-money development etc.																																						
Output 3. Function of banking supervision is strengthened.																																							
3.1	Review the Banking Super vision Law.																																						
3.2	Study implementation of off site monitoring in accordance with CAMELS, and defining system of information and reporting on necessary inputs, including building guidelines of risk and compliance based supervision and monitoring																																						
3.3	Study to set up the road map to apply supervision standards, such as Basel I and Basel II.																																						
3.4	Organize training course for the banking supervision																																						

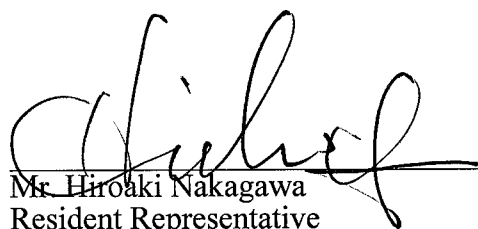
RECORD OF DISCUSSIONS
BETWEEN JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY AND
AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT
OF THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIETNAM
ON JAPANESE TECHNICAL COOPERATION PROJECT
FOR
STRENGTHENING CAPACITY
OF
STATE BANK OF VIETNAM

In response to the request of the Government of the Socialist Republic of Vietnam, the Government of Japan has decided to implement Japan-Vietnam Technical Cooperation Project for Strengthening Capacity of State Bank of Vietnam (hereinafter referred to as "the Project") in accordance with the Agreement on Technical Cooperation between the Government of Japan and the Government of the Socialist Republic of Vietnam, signed on October 20, 1998 (hereinafter referred to as "the Agreement").

Accordingly, the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA"), the official agency responsible for the implementation of the technical cooperation program of the Government of Japan, will cooperate with the authorities concerned of the Government of Vietnam in implementing the Project.

JICA and the authorities concerned of the Government of the Socialist Republic of Vietnam had a series of discussions on the framework of the Project. As a result of the discussions, JICA and the authorities concerned agreed on the matters referred to in the document attached hereto.

Hanoi, 22nd August, 2008

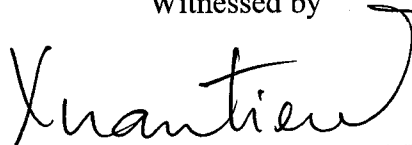


Mr. Hiroaki Nakagawa
Resident Representative
Vietnam Office
Japan International Cooperation Agency
Japan



Mr. Le Minh Hung
Director General
International Cooperation Department
State Bank of Vietnam
The Socialist Republic of Vietnam

Witnessed by



Mr. Nguyen Xuan Tien
Deputy Director General
Foreign Economic Relations Department
Ministry of Planning and Investment
The Socialist Republic of Vietnam

THE ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN JICA AND THE GOVERNMENT OF THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIETNAM

1. The Government of the Socialist Republic of Vietnam will implement the Project in cooperation with JICA.
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in Annex I.

II. MEASURES TO BE TAKEN BY JICA

In accordance with the laws and regulations in force in Japan and the provisions of Article III of the Agreement, JICA, as the executing agency for technical cooperation by the Government of Japan, will take, at its own expense, the following measures according to the normal procedures of its technical cooperation scheme.

1. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

JICA will provide the services of the Japanese experts as listed in Annex II. The provision of Article VI of the Agreement will be applied to the above-mentioned experts.

2. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

JICA will provide such machinery, equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project as listed in Annex III. The provision of Article VIII of the Agreement will be applied to the Equipment.

3. TRAINING OF VIETNAMESE PERSONNEL IN JAPAN

JICA will receive the Vietnamese personnel connected with the Project for technical training in Japan.

III. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIETNAM

1. The Government of the Socialist republic of Vietnam will take necessary measures to ensure that the self-reliant operation of the Project will be sustained during and after the period of Japanese technical cooperation, through full and active involvement in the Project by all

related authorities, beneficiary groups and institutions.

2. The Government of the Socialist Republic of Vietnam will ensure that the technologies and knowledge acquired by the Vietnamese nationals as a result of the Japanese technical cooperation will contribute to the economic and social development of the Socialist Republic of Vietnam.
3. In accordance with the provisions of Article VI of the Agreement, the Government of the Socialist Republic of Vietnam will grant, in the Socialist Republic of Vietnam, privileges, exemptions and benefits to the Japanese experts referred to in II-1 above and their families.
4. In accordance with the provisions of Article VIII of the Agreement, the Government of the Socialist Republic of Vietnam will take the measures necessary to receive and use the Equipment provided by JICA under II-2 above and equipment, machinery and materials carried in by the Japanese experts referred to in II-1 above.
5. The Government of the Socialist Republic of Vietnam will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Vietnamese personnel from technical training in Japan will be utilized effectively in the implementation of the Project.
6. In accordance with the provision of Article V-(b) of the Agreement, the Government of the Socialist Republic of Vietnam will provide the services of Vietnamese counterpart personnel and administrative personnel as listed in Annex IV.
7. In accordance with the provision of Article V-(a) of the Agreement, the Government of the Socialist Republic of Vietnam will provide the buildings and facilities as listed in Annex V.
8. In accordance with the laws and regulations in force in the Socialist Republic of Vietnam, the Government of the Socialist Republic of Vietnam will take necessary measures to supply or replace at its own expense machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the Equipment provided by JICA under II-2 above.
9. In accordance with the laws and regulations in force in the Socialist Republic of Vietnam, the Government of the Socialist Republic of Vietnam will take necessary measures to meet the running expenses necessary for the implementation of the Project.

IV. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. Director General of International Cooperation Department of State Bank of Vietnam (hereinafter referred to as "SBV"), as the Project Director, will bear overall responsibility for the administration, implementation and, managerial and technical matters of the Project.
2. The Japanese Chief Advisor will provide necessary recommendations and advice to the Project Director on any matters pertaining to the implementation of the Project.
3. The Japanese experts will give necessary technical guidance and advice to Vietnamese counterpart personnel on technical matters pertaining to the implementation of the Project.
4. For the effective and successful implementation of technical cooperation for the Project, Joint Coordination Meetings will be held as described in Annex VI.

V. JOINT EVALUATION

Evaluation of the Project will be conducted jointly by JICA and the Vietnamese authorities concerned during the last six months of the cooperation term in order to examine the level of achievement.

VI. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

In accordance with the provision of Article VII of the Agreement, the Government of the Socialist Republic of Vietnam undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in technical cooperation for the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the Socialist Republic of Vietnam except when the relevant authorities of the two Governments agree that such claims arise from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

VII. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between JICA and the Government of the Socialist Republic of Vietnam on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

VIII. MEASURES TO PROMOTE UNDERSTANDING OF AND SUPPORT FOR THE PROJECT

For the purpose of promoting support for the Project among the people of the Socialist Republic of Vietnam, the Government of the Socialist Republic of Vietnam will take appropriate measures to make the Project widely known to the people of the Socialist Republic of Vietnam.

IX. TERM OF COOPERATION

The technical cooperation for the Project will be implemented from August 2008 to September 2010.

ANNEX I	MASTER PLAN
ANNEX II	LIST OF JAPANESE EXPERTS
ANNEX III	LIST OF MACHINERY AND EQUIPMENT
ANNEX IV	LIST OF VIETNAMESE COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL
ANNEX V	LIST OF BUILDINGS AND FACILITIES
ANNEX VI	JOINT COORDINATION MEETINGS

ANNEX I:

MASTER PLAN

Overall Goal

Confidence of financial sector is improved.

Project Purpose

SBV's capacity of central banking is strengthened.

Outputs

1. The implementation of modernization plan of issue and vault operation is promoted.
2. Efficiency and safety of settlement system is improved.
3. Function of banking supervision is strengthened.

Activities

- 1.1 Submit recommendations on the modernization plan.
- 1.2 Prepare the implementation plan of the modernization plan.
- 1.3 Study establishment of Cash Operation Center.
- 1.4 Organize workshops for the implementation of the plan.
- 1.5 Prepare the training courses for issue and vault operation and its implementation.
- 2.1 Prepare evaluation report on the current status of the settlement system.
- 2.2 Prepare measures of business continuity, and method and/or training to promote awareness of financial institutions for business continuity.
- 2.3 Study risk preventive measures and system management, and new trends of e-money development etc.
- 3.1 Review the Banking Supervision Law.
- 3.2 Study implementation of off site monitoring in accordance with CAMELS, and defining system of information and reporting on necessary inputs, including building guidelines of risk and compliance based supervision and monitoring
- 3.3 Study to set up the road map to apply supervision standards, such as Basel I and Basel II.
- 3.4 Organize training course for the banking supervision

ANNEX II:

LIST OF JAPANESE EXPERTS

1. Chief Advisor/Central Banking
2. Bank Supervision
3. Other experts in the specific fields of technology transfer may be dispatched, if necessary.

ANNEX III:

LIST OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. Equipment necessary for the implementation of the Project, if any.

ANNEX IV:

LIST OF VIETNAMESE COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. Counterpart Personnel

(1) Project Director

(2) Technical Counterparts (Working Group)

(3) Coordinating staffs

ANNEX V:

LIST OF BUILDINGS AND FACILITIES

1. Office spaces and facilities necessary for the Japanese experts

ANNEX VI:

JOINT COORDINATION MEETINGS

1. Purposes:

The Joint Coordination Meetings (JCM) will be held at the beginning, at the end of the Project and when the necessity arises with the following purposes:

- (1) advise on the relevance of work plan of the Project based on the Plan of Operation within the framework of R/D.
- (2) Participate in the monitoring and evaluation exercises on the progress of the Project.

2. Participants

Participants of the Joint Coordination Meetings shall be composed of:

1. Chairperson: Project Director

2. Members:

1. Vietnamese side:

- (1) Project Director
- (2) Representative (s) of Ministry of Planning and Investment
- (3) Other personnel concerned with the Project decided by the Vietnamese side, if necessary

2. Japanese side

- (1) Project Experts
- (2) Representative (s) of JICA Vietnam Office
- (3) Official (s) of Embassy of Japan, if necessary
- (4) Other personnel concerned to be decided and/or dispatched by JICA, if necessary